第　１２　回　総　会

（令和　３年度）

日　時　　令和 3 年 6 月 18 日（金曜日）

場　所　　福岡市博多区博多駅中央街 4-8 ユーコウビル 7F
TKP 博多駅筑紫口ビジネスセンター会議室

(一社)九州橋梁・構造工学研究会

総　会

１．開　　会

２．会長挨拶

３．議長選出

４．議　　案

⑴ 議案第１号　令和　２年度　事業報告 …… １
⑵ 議案第２号　令和　２年度　決算報告 …… ６
⑶ 議案第３号　令和　３年度　事業計画（案） …… １３
⑷ 議案第４号　令和　３年度　予算（案） …… １６
⑸ その他

５．議長退任

６．閉　　会

役員名簿（令和　３年６月現在）

・理事・監事…… １７
・相談役および顧問…… １８

（一社）九州橋梁・構造工学研究会 定款 …… １９

（一社）九州橋梁・構造工学研究会 特別委員会規定…… ２９

（一社）九州橋梁・構造工学研究会 運営委員会規定…… ３１

（一社）九州橋梁・構造工学 研究会分科会規定 …… ３３

議 案　第１号

令 和 ２ 年 度　事 業 報 告

１．　第 19 回理事会　（令和 2 年度 第 1 回）

日　　時：令和 2 年 6 月 1 日（月）～5 日（金）

場　　所：メール 会議

参加人員：永瀬会長他 12 名

議　　題：（１）令和 元年度事業報告

（２）令和 元年度決算報告

（３）役員改選

（４）令和 2 年度事業計画（案）

（５）令和 2 年度予算（案）

（６）その他

2.　第 20 回理事会　（令和 2 年度 第 2 回）

日　　時：令和 2 年 6 月 26 日（金）

場　　所：九州大学西新プラザ

参加人員：永瀬会長他 9 名（委任状含む）

議　　題：（１）代表理事選定の件

（２）その他

3.　第 11 回　総会

日　　時：令和 2 年 6 月 26 日（金）15:00～16:00

場　　所：九州大学西新プラザ

参加人員：社員 57 名（委任状含む）、運営委員の代表者 9 名と役員のみ参加

議　　題：（１）令和 元年度事業報告

（２）令和 元年度決算報告

（３）役員改選

（４）令和 2 年度事業計画（案）

（５）令和 2 年度予算（案）

（６）その他

4.　特別講演会

日　　時：令和 2 年 12 月 4 日（金）15:00～16:35

場　　所：オンライン形式（Zoom ミーティング）

題　　目：「H29 年改訂道路橋示方書の概要および限界状態の設定に関する考察」

講　　師：大塚社会基盤総合研究所　元 KABSE 会長

九州大学名誉教授　大塚　久哲 氏

対　　象：KABSE 会員、参加費：無料

配信方法：オンラインライブ配信（ZOOM Webinar を利用）

※予定されていた令和 2 年度総会時の特別講演会が、新型コロナウイルス感染症の拡大により、中止されたことを受けて本講演のみ実施し、前会長　永瀬先生の講演は次期総会時に開催することとした。

5.　懇親会

恒例の懇親会は中止した。

6.　運営委員会

（１）第 54 回運営委員会（令和元年度　第 5 回）

日　時：令和 2 年 5 月 23 日（土）　15:00～17:30

場　所：Web 会議（Zoom）

参加運営委員：19 名

議　題：(1) 運営委員会、新委員他名簿の確認

(2) 各小委員会の事業報告

(3) その他　第 11 回総会資料説明、今後の運営委員会予定

（２）第 55 回運営委員会（令和 2 年度　第 1 回）

日　時：令和 2 年 7 月 18 日（土）　15:00～17:00

場　所：㈱長大福岡支社　会議室

参加運営委員：15 名

議　題：(1) 運営委員会名簿の確認

(2) 各小委員会の事業報告

(3) 総会・特別講演報告、講習会会費他課題など

(4) その他

（３）第 56 回運営委員会（令和 2 年度　第 2 回）

日　時：令和 2 年 9 月 26 日（土）　15:00～17:00

場　所：Web 会議（Zoom）

参加運営委員：22 名

議　題：(1) 各小委員会の事業報告

(2) 今後の活動予定

(3) その他

（４）第 57 回運営委員会（令和 2 年度　第 3 回）

日　時：令和 2 年 12 月 19 日（土）　15:00～17:00

場　所：Web 会議（Zoom）

参加運営委員：28 名

議　題：(1) 各小委員会の事業報告

大塚先生によるオンライン特別講演会報告、令和 3 年度 KABSE 総会後の特別講演会開催要領、論文集と会報編集委員会の編集

状況報告、学生研修会開催状況など

(2) 今後の活動予定

(3) その他

（５）第 58 回運営委員会（令和 2 年度　第 4 回）

日　時：令和 3 年 2 月 13 日（土）　15:00～17:00

場　所：Web 会議（Zoom）

参加運営委員：25 名

議　題：(1) 各小委員会の事業報告

第 8 回シンポジウム開催報告など

(2) 今後の活動予定

(3) その他

7.　講習会

＜KABSE 主催＞

当期は、新型コロナウイルス感染症拡大により、特別講演会のみの開催となった。

（内容詳細は「**4.　特別講演会**」参照）

＜KABSE 共催及び受託事業等＞

開催なし

8.　学生研修会（第 15 回）　（広報活性化小委員会）

主　催：(一社)九州橋梁・構造工学研究会

日　時：令和 2 年 10 月 31 日（土）第Ⅰ部 13:00～15:25、第Ⅱ部 15:40～16:40

場　所：講師・運営は福岡大学（七隈キャンパス），参加者は Zoom ウェビナーにて参加

講　師：

大成建設㈱	長尾 賢二
㈱建設技術研究所	栄 亜佑美
国土交通省	大久 聖也（第Ⅱ部は片渕公淑）
西日本高速道路㈱	山下 翔真
川田工業㈱	甲木 里沙
㈱日経ＢＰ	真鍋 政彦

講演内容：就職活動を控える学部・修士学生、高専生を対象に、道路や橋梁をはじめとした社会基盤設備の重要性や今後の展望について、ゼネコン、建設コンサルタント、官公庁、高速道路、橋梁メーカーなどで活躍する若手・中堅技術者や女性技術者の皆さんに講演。実務内容の紹介、建設系技術者としての役割やこれから社会へ羽ばたく学生へのメッセージをメインテーマとし，今年度は，コロナ禍における働き方や with/after コロナの業界についても講演・討議した。

参加人員：学生 109 名、社会人 19 名（講師 7 名、他 12 名）

9.　見学会　（見学会小委員会）

主　　催：(公社)日本コンクリート工学会九州支部

共　　催：(一社)九州橋梁・構造工学研究会

※　新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し中止（次年度に延期）

10.　第 8 回 KABSE シンポジウム　（シンポジウム実行小委員会）

主　　催：(一社)九州橋梁・構造工学研究会

共　　催：(公社)土木学会西部支部

開 催 日：令和 2 年 12 月 19 日（土）

開催場所：オンライン会議（Zoom Webinar）

参加人員：60 名

発表者 21 名、聴講者 39 名（一般 20 名＋KABSE19 名）

① シンポジウム論文賞は 3 編選出、表彰；

・水セメント比が ASR 膨張およびアルカリシリカゲルの蓄積に及ぼす影響

九州大学大学院　　川上 隆・山田 一夫・佐川 康貴・五十嵐 豪

・塗膜傷間の鋼材腐食に対するジンクリッチペイントの防食効果に関する基礎的研究

九州大学大学院　　井上 凌・貝沼 重信

・コンピューター断層撮影法を用いたコンクリート内部のひび割れの可視化及び定量化

長崎大学大学院　江頭 優・嘉賀 郁弥・山口 浩平・吉田 那緒子

② 優秀発表賞は 4 名選出、表彰；

九州大学大学院　　庄　樹森

宮崎大学大学院　　白井 敬大

鹿児島大学大学院　島田 裕人　後藤 将斗

11.　九州建設技術フォーラム　2020

主　　催：九州建設技術フォーラム実行委員会

開 催 日：令和 2 年 10 月 20 日（火）・21 日（水）

開催場所：福岡国際会議場

参加人員：運営委員 12 名（主催委員会の委員として参加）

プレゼンテーション司会、ポスターパネルなどブース設置

発表プレゼンテーション；

・KABSE 紹介（森田運営委員長）

・KABSE における木材利用研究の意義と成果（渡辺主査）

・「補修業務に関する問題解決と維持管理効率化に向けた研究分科会」の活動紹介（玉井主査）

12.　刊行物の発行

・(一社)九州橋梁・構造工学研究会会報　第 12 号　2020（2021 年 3 月）

・土木構造・材料論文集　第 36 号　（2020 年 12 月）

13.　研究分科会活動

区分	研究分科会名	主査	副査
継続 1 （区分 A）	補修業務に関する課題解決と維持管理効率化に向けた研究分科会	玉井 宏樹 （九州大学）	朝隈 竜也 ㈱オリエンタルコンサルタンツ）
継続 2 （区分 A）	既設トンネルの効果的補修補強工法の選定基準及び設計指標に関する研究分科会	蒋 宇静 （長崎大学）	竹内 一博 （㈱インフラネット）
継続 3 （区分 A）	既設道路橋の建設時における設計の再現手法に関する研究分科会	山根 誠一 ㈱コスモエンジニアリング）	森田 千尋 （宮崎大学）
継続 4 （区分 A）	森林資源の木材利用における課題に関する研究分科会	渡辺 浩 （福岡大学）	藤本 登留 （九州大学）
新規 1 （区分 A）	火山灰質土を含む地盤と構造物の地震時挙動に関する研究分科会	村上　哲 （福岡大学）	梶田 幸秀 （九州大学）
新規 2 （区分 A）	令和 2 年 7 月豪雨により橋梁被害を踏まえた災害に強い橋梁設計に関する研究分科会	松村 政秀 （熊本大学）	浅井 光輝 （九州大学）

区分	研究分科会名	主査	副査
休止 （区分 A）	既設橋梁の耐震補強設計の合理化とデータベース整備に関する研究分科会	松田 泰治 （九州大学）	中村 聖三 （長崎大学） 川崎 巧 （第一復建㈱）
休止 （区分 A）	離島架橋の維持管理技術に関する研究分科会	岩坪 要 （熊本高等専門学校）	中山 義晴 （熊本県）
廃止 （区分 A）	無人航空機（UAV）による橋梁撮影と点検に関する分科会	水井 雅彦 （九州共立大学）	角 和樹 （㈱富士建）

議案 第２号

令 和　２ 年 度　決　算

（令和２年4月1日～令和３年3月31日）

（収　入）　　（単位：円）

項　　目	予算(A)	決算(B)	比較(B)-(A)	備考
繰入金	2,097,939	2,097,939	0	
正会員（第１種）会費	1,020,000	972,000	△ 48,000	
正会員（第２種）会費	3,300,000	3,480,000	180,000	
受託研究費	1,000,000	0	△ 1,000,000	実施無し
論文掲載費	100,000	125,000	25,000	
シンポジウム投稿・参加費	130,000	62,000	△ 68,000	
講演・講習会参加費	600,000	0	△ 600,000	実施無し
懇親会参加費	0	0	0	
刊行物販売費	60,000	23,697	△ 36,303	分科会報告書
助成金、寄付金	500,000	450,000	△ 50,000	土木西部、地域づくり協会
雑収入	61	62,636	62,575	
収入計（C）	8,808,000	7,273,272	△ 1,534,728	（17% 減）

（支　出）　　（単位：円）

項　　目		予算(A)	決算(B)	比較(B)-(A)	備考
事業費	総会費	150,000	101,720	△ 48,280	会場費と総会資料印刷費
	懇親会費	0	31,782	31,782	
	講演・講習会費	1,000,000	18,735	△ 981,265	特別講演会
	見学会費	0	0	0	
	学生研修会費	500,000	408,000	△ 92,000	（内３０万円は助成金使用）
	調査・研究活動費	1,000,000	247,615	△ 752,385	３研究分科会収支（別途）
	会報発行費	1,000,000	813,109	△ 186,891	(800部)
	論文集発行費	800,000	838,270	38,270	(800部)
	シンポジウム経費	250,000	31,345	△ 218,655	賞状、図書券
	出版印刷費	500,000	137,317	△ 362,683	貯蔵品＋リーフレット印刷費
	協賛広告費	100,000	100,000	0	九州建設技術フォーラム協賛金
	小　　計	5,300,000	2,727,893	△ 2,572,107	（49% 減）
管理費	法人登記費	10,000	10,000	0	
	手数料	30,000	41,195	11,195	
	通信費	500,000	297,557	△ 202,443	
	事務用品費	100,000	52,073	△ 47,927	
	事務印刷費	50,000	18,997	△ 31,003	
	旅費・交通費	100,000	6,660	△ 93,340	
	会議費	500,000	275,943	△ 224,057	
	人件費	840,000	840,000	0	
	税理士顧問料	194,400	198,000	3,600	
	法人税	71,000	71,000	0	
	雑費	50,000	31,985	△ 18,015	
	小　　計	2,445,400	1,843,410	△ 601,990	（25% 減）
	熊本地震　特別研究活動費	0	0	0	
	40周年記念事業費	500,000	500,000	0	特別事業積立金累計 350万円
	予備費	562,600	0	△ 562,600	
	小　　計	1,062,600	500,000	△ 562,600	
支出計（D）		8,808,000	5,071,303	△ 3,736,697	（42% 減）
（C）－（D）		0	2,201,969		

※差引残高については令和3年度へ繰越し

7,273,272－ 5,071,303　＝　　2,201,969

監　査　報　告　書

(一社)九州橋梁・構造工学研究会の令和２年度の決算について、関係帳簿ならびに証拠書類等について監査を行いましたが、いずれも適正であると認め、ここに報告します。

令和３年５月 11 日

監事　㈱富士ピー・エス　顧問

義　経　俊　二

㈱長大　エグゼクティブエンジニア

中　島　城　二

決　算　報　告　書

（ 第　12　期 ）

自　令和　　2　年　　4　月　　1　日

至　令和　　3　年　　3　月　31　日

一般社団法人　九州橋梁・構造工学研究会

福岡県福岡市中央区渡辺通1-1-1
サンセルコビル6F　㈱長大　福岡支社内

財 産 目 録

令和 3 年 3 月 31 日 現在

（単位：円）

科　　目	摘　　要	金　　額		
Ⅰ　資産の部				
1．流動資産				
（1）現金預金				
現金		24,500		
小口現金		201,900		
普通預金	西日本ｼﾃｨ銀行（2135164）	1,593,583		
普通預金	郵便振替	2,140,944		
（2）未収入金	地域づくり助成金	300,000		
	シンポジウム参加費（R2.12.14）1名	1,000		
	論文掲載料（R3.4月入金）7名	70,000		
（3）貯蔵品		936,042		
流動資産合計			5,267,969	
2．固定資産				
（1）特定資産				
40周年記念事業積立金		3,000,000		
固定資産合計			3,000,000	
資産合計				8,267,969
Ⅱ　負債の部				
1．流動負債				
（1）未払金				
	40周年記念事業積立金	3,000,000		
	講習会謝金費用（渡辺主査）	66,000		
流動負債合計			3,066,000	
2．固定負債		0		
固定負債合計			0	
負債合計				3,066,000
Ⅲ　正味財産の部				5,201,969

貸 借 対 照 表

令和 3 年 3 月 31 日 現在

（単位：円）

科　　目	金　　額
Ⅰ　資産の部	
１．流動資産	
現金及び預金	3,960,927
未収入金	371,000
貯蔵品	936,042
流動資産合計	5,267,969
２．固定資産	
(1) 基本財産	
基本財産合計	0
(2) 特定資産（40周年記念事業積立金）	3,000,000
特定資産合計	3,000,000
(3) その他固定資産	
固定資産合計	0
資産合計	8,267,969
Ⅱ　負債の部	
１．流動負債	
未払金	3,066,000
預り金	
流動負債合計	3,066,000
２．固定負債	
固定負債合計	0
負債合計	3,066,000
Ⅲ　正味財産の部	
１．指定正味財産	
指定正味財産合計	0
２．一般正味財産	
一般正味財産合計	5,201,969
正味財産合計	5,201,969
負債及び正味財産合計	8,267,969

正 味 財 産 増 減 計 算 書

令和 2 年 4 月 1 日 から 令和 3 年 3 月 31 日 まで

（単位：円）

科　　目	金　　額
Ⅰ　一般正味財産増減の部	
1．経常増減の部	
(1) 経常収益	
①　受取会費	4,452,000
正会員（第1種）会費	972,000
正会員（第2種）会費	3,480,000
②　受取寄付金	450,000
受取寄付金	450,000
③　雑収益	273,333
雑収入	62,636
刊行物販売費	23,697
論文掲載費	125,000
シンポジウム投稿料	62,000
経常収益計	5,175,333
(2) 経常費用	
①　事業費	2,727,893
総会費	101,720
懇親会費	31,782
講演・講習会費	18,735
見学会費	
学生研修会費	408,000
調査・研究活動費	247,615
会報発行費	813,109
論文集発行費	838,270
シンポジウム概要印刷費	31,345
出版印刷費	137,317
協賛広告費	100,000
②　管理費	1,843,410
法人設立費	10,000
手数料	41,195
通信費	297,557
事務用品費	52,073
事務印刷費	18,997
旅費交通費	6,660
会議費	275,943
人件費	840,000
税理士顧問料	198,000
法人税	71,000
雑費	31,985
経常費用計	4,571,303
当期経常増減額	604,030
当期一般正味財産増減額	604,030
一般正味財産期首残高	4,597,939
一般正味財産期末残高	5,201,969

収 支 計 算 書

令和 2 年 4 月 1 日 から 令和 3 年 3 月 31 日 まで

（単位：円）

科　　目	予 算 額	決 算 額
Ⅰ　事業活動収支の部		
1. 事業活動収入		
①　会費収入	4,320,000	4,452,000
正会員（第1種）会費収入	1,020,000	972,000
正会員（第2種）会費収入	3,300,000	3,480,000
②　寄付金収入	500,000	450,000
寄付金収入	500,000	450,000
③　雑収入	1,890,061	273,333
雑収入	61	62,636
受託研究費収入	1,000,000	0
講演・講習会参加費収入	600,000	0
懇親会会費収入		0
刊行物販売費収入	60,000	23,697
論文掲載費収入	100,000	125,000
シンポジウム投稿料収入	130,000	62,000
事業活動収入計	6,710,061	5,175,333
2. 事業活動支出		
①　事業費支出	5,300,000	2,727,893
総会費支出	150,000	101,720
懇親会費支出		31,782
講演・講習会費支出	1,000,000	18,735
見学会支出		0
学生研修会費支出	500,000	408,000
調査・研究活動費支出	1,000,000	247,615
会報発行費支出	1,000,000	813,109
論文集発行費支出	800,000	838,270
シンポジウム概要印刷支出	250,000	31,345
出版印刷費支出	500,000	137,317
協賛広告費支出	100,000	100,000
②　管理費支出	2,445,400	1,843,410
法人登記費支出	10,000	10,000
手数料支出	30,000	41,195
通信費支出	500,000	297,557
事務用品費支出	100,000	52,073
事務印刷費支出	50,000	18,997
旅費交通費支出	100,000	6,660
会議費支出	500,000	275,943
人件費支出	840,000	840,000
税理士顧問料支出	194,400	198,000
法人税等支出	71,000	71,000
雑費支出	50,000	31,985
事業活動支出計	7,745,400	4,571,303
事業活動収支差額	−1,035,339	604,030
Ⅱ　予備費支出		
予備費支出	562,600	
40周年記念事業支出	500,000	500,000
当期収支差額	−2,097,939	104,030
前期繰越収支差額	2,097,939	2,097,939
次期繰越収支差額	0	2,201,969

議案　第３号

令 和 3 年 度　事 業 計 画（案）

1.　総　会（第 12 回）

日　　時：令和 3 年 6 月 18 日（金）15:00～15:40

場　　所：TKP 博多駅筑紫口ビジネスセンター会議室

2.　特別講演会

日　　時：令和 3 年 6 月 18 日（金）15:50～17:00

場　　所：TKP 博多駅筑紫口ビジネスセンター会議室／リモート配信（Zoom）

題　　目：「液状化および繰返し軟化特性を考慮した地盤の地震時残留変形について」

講　　師：一般社団法人　九州橋梁・構造工学研究会　前会長

九州工業大学　名誉教授

永瀬　英生 氏

3.　懇親会　開催しない

4.　第 21 回理事会　（令和 3 年度 第 1 回）

日　　時：令和 3 年 5 月 28 日（金）

場　　所：Web 会議（Zoom）

参加人員：松田会長他 9 名

議　　題：（１）令和　２年度事業報告

（２）令和　２年度決算報告

（３）令和　３年度事業計画（案）

（４）令和　３年度予算（案）

（５）その他

5.　運営委員会

（１）第 59 回運営委員会（令和 2 年度 第 5 回）

日　　時：令和 3 年 5 月 15 日（土）　15:00～17:00 web 会議（Zoom）

その他 令和 3 年度も 5 回程度

期　　日：7 月 17 日、9 月 25 日、12 月 18 日、2 月 19 日、5 月 14 日（予定）

場　　所：㈱長大福岡支社　会議室　または Web 会議（Zoom）（予定）

6.　講習会

＜KABSE 主催＞

（１）タイトル未定　講習会

主　　催：(一社) 九州橋梁・構造工学研究会
(離島架橋の維持管理技術に関する研究分科会)
日　　時：(未定)
場　　所：(未定)

（２）タイトル未定　講習会
主　　催：(一社) 九州橋梁・構造工学研究会
(補修業務に関する課題解決と維持管理効率化に向けた研究分科会)
日　　時：(未定)
場　　所：(未定)

＜受託事業等＞
主　　催：(未定)
日　　時：(未定)
場　　所：福岡県内（未定）

※その他、KABSE 主催・共催の講習会が開催されることがある

7. 第 16 回　学生研修会　（広報活性化小委員会）
日　　時：未定
場　　所：未定

8. 見　学　会　（見学会小委員会）
主　　催：(公社)日本コンクリート工学会九州支部
後　　援：(一社)九州橋梁・構造工学研究会
日　　時：未定
場　　所：未定

9. 第 9 回 KABSE シンポジウム　（シンポジウム実行小委員会）
日　　時：令和 3 年 12 月 11 日または 18 日（土）
場　　所：オンライン（Zoom ミーティング）

10. 九州建設技術フォーラム　2021
主　　催：九州建設技術フォーラム実行委員会
開 催 日：令和 3 年 10 月 25 日（月）・26 日（火）
開催場所：福岡国際会議場
主催委員会委員として参加

11. 刊行物の発行

・(一社)九州橋梁・構造工学研究会会報　第 13 号　2021（2022 年 1 月）

・土木構造・材料論文集　第 37 号　（2021 年 12 月）

その他研究分科会報告書

12. 研究分科会活動

区分	研究分科会名	主査	副査
継続 1 （区分 A）	既設トンネルの効果的補修補強工法の選定基準及び設計指標に関する研究分科会	蒋 宇静 （長崎大学）	竹内 一博 （㈱インフラネット）
継続 2 （区分 A）	既設道路橋の建設時における設計の再現手法に関する研究分科会	山根 誠一 ㈱コスモエンジニアリング）	森田 千尋 （宮崎大学）
継続 3 （区分 A）	森林資源の木材利用における課題に関する研究分科会	渡辺 浩 （福岡大学）	藤本 登留 （九州大学）
継続 4 （区分 A）	火山灰質土を含む地盤と構造物の地震時挙動に関する研究分科会	村上　哲 （福岡大学）	梶田 幸秀 （九州大学）
継続 5 （区分 A）	令和 2 年 7 月豪雨により橋梁被害を踏まえた災害に強い橋梁設計に関する研究分科会	松村 政秀 （熊本大学）	浅井 光輝 （九州大学）

区分	研究分科会名	主査	副査
休止 （区分 A）	既設橋梁の耐震補強設計の合理化とデータベース整備に関する研究分科会	松田 泰治 （九州大学）	中村 聖三 （長崎大学） 川崎 巧 （第一復建㈱）

議案 第４号

令 和 ３ 年 度　予 算 （案）

（収　入）　　（単位：円）

項　　目	本年度予算	前年度予算	備考
繰入金	2,201,969	2,097,939	
正会員（第１種）会費	1,000,000	1,020,000	334名相当
正会員（第２種）会費	3,300,000	3,300,000	110社相当
受託研究費	200,000	1,000,000	
論文掲載費	100,000	100,000	会員10、非会員0投稿
シンポジウム投稿・参加費	60,000	130,000	20編投稿、聴講0名参加
講演・講習会参加費	200,000	600,000	2分科会の2件講習会予定
懇親会参加費	0	0	懇親会無し
刊行物販売費	50,000	60,000	
助成金、寄付金	450,000	500,000	活動助成金+ 土木学会西部支部より研究助成
雑収入	31	61	
収入計（A）	7,562,000	8,808,000	

（支　出）　　（単位：円）

項　　目		本年度予算	前年度予算	備考
事業費	総会費	150,000	150,000	
	懇親会費	0	0	懇親会無し
	講演・講習会費	400,000	1,000,000	助成を受けた活動など（講師謝金・昨年実績加味）
	見学会費	0	0	今年JCI主催（昨年未実施）
	学生研修会費	400,000	500,000	内30万円助成金、学生支援
	調査・研究活動費	600,000	1,000,000	5分科会 活動
	会報発行費	900,000	1,000,000	昨年実績（800部）
	論文集発行費	900,000	800,000	土木学会西部支部助成含む
	シンポジウム経費	120,000	250,000	昨年実績
	出版印刷費	200,000	500,000	昨年実績
	協賛広告費	100,000	100,000	九州建設技術フォーラム賛助金
	小　　計	3,770,000	5,300,000	
管理費	法人登記費	0	10,000	
	手数料	30,000	30,000	
	通信費	500,000	500,000	昨年実績
	事務用品費	100,000	100,000	
	事務印刷費	50,000	50,000	
	旅費・交通費	50,000	100,000	昨年実績
	会議費	300,000	500,000	昨年実績
	人件費	840,000	840,000	
	税理士顧問料	198,000	194,400	
	法人税	71,000	71,000	県民税　21,000 市民税　50,000
	雑費	50,000	50,000	
	小　　計	2,189,000	2,445,400	
	熊本地震　特別研究活動費	0	0	
	40周年記念事業費	500,000	500,000	特別事業積立金累計400万円
	予備費	1,103,000	562,600	
	小　　計	1,603,000	1,062,600	
支出計（B）		7,562,000	8,808,000	
（A）－（B）		0	0	

一般社団法人　九州橋梁・構造工学研究会

令和３年度 役員名簿

令和 3 年 6 月 18 日現在（順不同）

職　　名	氏　　名	機 関 名・役 職 名
会　　長	松　田　泰　治	九州大学大学院　教授
副　会　長	園　田　佳　巨	九州大学大学院　教授
理　　事	森　田　千　尋	宮崎大学　教授
（運営委員長）		
理　　事	中　村　聖　三	長崎大学大学院　教授
〃	貝　沼　重　信	九州大学大学院　准教授
〃	渡　辺　　浩	福岡大学　教授
（運営副委員長）		
〃	辛　嶋　景二郎	川田工業㈱　部長（西日本担当）
（運営副委員長）		
専 務 理 事	川　崎　　巧	第一復建(株)　技師長
（事務局長）		
監　　事	中　島　城　二	㈱長大　エグゼクティブ・エンジニア
〃	藤　本　良　雄	㈱富士ピー・エス　顧問

職　名	氏　名	機 関 名・役 職 名
顧　　問	日　野　伸　一	九州大学　名誉教授
〃	大　津　政　康	京都大学大学院　特任教授
〃	森　下　博　之	国土交通省　九州地方整備局　企画部長
〃	沓　掛　敏　夫	国土交通省　九州地方整備局　道路部長
〃	西　川　昌　宏	福岡県　県土整備部長
〃	和　田　　卓	山口県　土木建築部長
〃	平　尾　　健	佐賀県　県土整備部長
〃	奥　田　秀　樹	長崎県　土木部長
〃	村　上　義　幸	熊本県　土木部長
〃	島　津　惠　造	大分県　土木建築部長
〃	西　田　員　敏	宮崎県　県土整備部長
〃	兒　島　優　一	鹿児島県　土木部長
〃	山　嶋　　剛	福岡市　道路下水道局　理事
〃	東　　義　浩	北九州市　建設局長
〃	井　芹　和　哉	熊本市　都市建設局長
〃	松　田　　均	西日本高速道路㈱　九州支社長
〃	喜　安　和　秀	福岡北九州高速道路公社　理事長
〃	縄　田　　正	(一社)日本橋梁建設協会　副会長兼専務理事
〃	高　森　重　治	九州電力㈱　土木建築本部　(土木建築)部長
〃	小　森　浩　之	鹿島建設㈱　執行役員九州支店長
〃	吉　田　卓　生	西松建設㈱　執行役員九州支社長
〃	山　﨑　直　人	オリエンタル白石㈱　執行役員福岡支店長
〃	梶　田　卓　嗣	西日本技術開発㈱　取締役土木本部長
〃	村　山　隆　之	㈱シード　設計部理事
相　談　役	三　池　亮　次	熊本大学　名誉教授
〃	渡　邊　　明	九州工業大学　名誉教授
〃	太　田　俊　昭	九州大学　名誉教授
〃	彦　坂　　熙	九州大学　名誉教授
〃	後　藤　惠之輔	長崎大学　名誉教授
〃	荒　牧　軍　治	佐賀大学　名誉教授
〃	﨑　元　達　郎	熊本大学　名誉教授
〃	久　保　喜　延	九州工業大学　名誉教授
〃	烏　野　　清	九州共立大学　名誉教授
〃	高　橋　和　雄	長崎大学　名誉教授
〃	大　塚　久　哲	九州大学　名誉教授
〃	牧　角　龍　憲	九州共立大学　名誉教授
〃	山　尾　敏　孝	熊本大学　名誉教授
〃	水　田　洋　司	九州産業大学　名誉教授
〃	永　瀬　英　生	九州工業大学　名誉教授

一般社団法人　九州橋梁・構造工学研究会　定　款

平成 21 年 7 月 1 日　制　　定
平成 28 年 6 月 17 日　一部改正

第 1 章　総　　則

（名　　称）
第 1 条　この法人は、一般社団法人　九州橋梁・構造工学研究会（以下、「本法人」という。）と称する。
（事　務　所）
第 2 条　本法人は、主たる事務所を福岡市におく。

第 2 章　目的および事業

（目　　的）
第 3 条　本法人は、土木構造全般に関する諸問題を会員の専門もしくは職場にとらわれず、自由な立場で討議し、本法人が行う調査・研究・開発に参加あるいは協力することにより、会員相互の技術知識の向上と交流を図り、土木工学の発展に寄与することを目的とする。
（事　　業）
第 4 条　本法人は、前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。
(1) 土木構造全般に関する各種調査・研究およびその受託
(2) 講演会、講習会、見学会の開催
(3) 土木構造全般に関する試験・指導の受託および意見具申
(4) 会報その他刊行物の発行
(5) その他、本法人の目的達成に必要な事業

第 3 章　会員及び社員

（会員の種別）
第 5 条　本法人の会員は、次の３種とする。
(1) 正会員（第１種）：本法人の各種事業の主体となって活動する個人
(2) 正会員（第２種）：本法人の目的および事業に賛同し、本法人を援助する法人又は団体
(3) 学　生　会　員 ：本法人の目的および事業に賛同して入会した大学、高等

専門学校及びこれらに準ずる学校に在学中の個人

(4) 特　別　会　員 ：本法人の活動を支持する個人で、本法人の事業遂行の必要上理事会において推薦、承認された個人

（社　　員）

第　6　条　本法人の社員｛一般社団法人・財団法人法（以下、「法人法」という。）第１１条第１項第５号に規定する社員をいう。｝は、会員の中から選ばれた運営委員をもって社員とする。

（会員の権利）

第　7　条　正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本法人に対して行使することが出来る。

(1) 法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
(2) 法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）
(3) 法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
(4) 法人法第 52 条第 5 項の権利(電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等)
(5) 法人法第 57 条第 4 項の権利（総会の議事録の閲覧等）
(6) 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
(7) 法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
(8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

（入会および義務）

第　8　条　会員になろうとする者は、規則に定める入会手続をなし、会長の承認を得なければならない。

２．正会員が法人又は団体である場合は、入会と同時に、本法人に対し代表者として権利を行使する者を定め、届け出なければならない。代表者が変更となった場合も同様とする。

（会員資格の喪失）

第　9　条　会員は、次の理由によってその資格を喪失する。

(1) 退会
(2) 死亡、失踪宣告又は法人もしくは団体たる会員の解散
(3) 会費を３年以上滞納したとき
(4) 除名

（退　　会）

第　10　条　会員で退会しようとする者は、会費の納入義務を完了した後、退会届を会長に提出しなければならない。

第　4　章　　役員および職員

（役　　員）

第　11　条　本法人に、次の役員をおく。

(1)　理　　事　　7名以上9名以内

(2)　監　　事　　1名または2名

(3)　理事の1名を代表理事とし、会長と呼称する。

(4)　代表理事以外の理事のうち5名以内を業務執行理事、1名を副会長、1名を運営委員長、1名を専務理事とする。

（役員の選出）

第　12　条　理事および監事は、総会の決議によって選任する。

2．代表理事および業務執行理事は、理事会において選定する。

3．役員に欠員を生じたときに備えて、前項の規定により補欠の役員を選任することができる。

4．監事は、理事または職員を兼ねることはできない。

（理事の職務）

第　13　条　理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、業務を執行する。

2．代表理事は、法令およびこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本法人の業務を分担執行する。

（監事の職務）

第　14　条　監事は、次に掲げる職務を行い、かつ、監査報告を作成しなければならない。

(1)　理事の職務の執行を監査すること。

(2)　本法人の業務および財産の状況を監査すること。

(3)　理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

(4)　理事が不正の行為をし、もしくは不正の行為をする恐れがあると認められるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。

(5)　前号に規定する場合において、必要があると認めるときは、代表理事に対し、理事会の招集を請求すること。

(6)　前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集すること。

(7)　理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に提出すること。

(8)　理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またこれらの行為をする恐れがある場合において、その行為によって本法人に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、その理事に対し、その行為をやめさせることを請求すること。

(9)　その他、監事に認められた法令上の権限を行使すること。

（役員の任期）

第　15　条　理事または監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会終結の時までとし、再任を妨げない。

２．補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

３．理事または監事は、定数に足りなくなるときは、任期の満了また辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第　16　条　役員が次の各号の一に該当するときは、その任期中であっても、総会において、出席社員の 4 分の 3 以上の議決により、解任することができる。

(1)　心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき

(2)　職務上の義務違反その他役員たるに相応しくない行為があると認められるとき

２．前項の規定により役員を解任しようとするときは、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（顧問および相談役）

第　17　条　本法人に顧問および相談役をおくことができる。顧問および相談役は理事会の議を経て会長が委嘱する。

２．顧問および相談役は会長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、表決には加わらない。

（役員の報酬）

第　18　条　役員は無報酬とする。ただし、常勤の理事および監事に対しては、報酬等を支給することができ、その額は、総会において別に定める報酬等の支給の基準によるものとする。

（事務局および職員）

第　19　条　本法人の事務を処理する事務局および必要な職員をおく。

２．重要な使用人以外の職員は、代表理事が任免する。

３．職員は、有給とする。

第　5　章　　総会および理事会

（総会の構成）

第　20　条　総会は、第６条によって選任された社員全員をもって構成し、これをもって法人法上の社員総会とする。

２．総会は、通常総会と臨時総会の２種とする。通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

（総会の招集）

第　21　条　通常総会は、毎事業年度終了後９０日以内に、理事会の決議に基づき、代表理事が招集して開催する。

２．臨時総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集して開催する。

３．総会の招集は、少なくとも一週間前までに、その会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって会員に通知するとともに、ホームページをもって、全会員に周知する。

４．会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

（総会の議長）

第　22　条　総会の議長は、代表理事とする。

（総会の決議事項）

第　23　条　総会は次の事項について決議する。

(1)　会員の除名または社員たる地位の解任

(2)　理事および監事の選任または解任

(3)　理事および監事の報酬等の額またはその規定

(4)　計算書類等の承認

(5)　定款の変更

(6)　解散および残余財産の処分

(7)　不可欠特定財産の処分の承認

(8)　その他総会で決議するものとして法令または定款に定められた事項ならびに理事会において必要とされた事項

（総会の定足数等）

第　24　条　総会は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することはできない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、総会の定足数および議決権に算入する。

２．総会の議事は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席者議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会の議決権の代理行使）

第　25　条　総会に出席出来ない社員は、他の会員を代理人として総会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員は、代理権を証明する書面をあらかじめ本法人に提出しなければならない。

２．前項の代理権の授与は、総会毎に提出しなければならない。

３．前項の規定による代理出席者は総会の定足数および議決権に算入する。

（議事録および会員への通知）

第　26　条　総会の議事については、議長が、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

２．議長および総会で選任された議事録署名者２名は、前項の議事録に署名もしくは記名押印する。

３．総会の議事の要領および議決した事項は、会報をもって会員に通知する。

（理事会の構成）

第　27　条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（理事会の権限）

第　28　条　理事会は、次の職務を行う。

(1)　本法人の業務執行の決定

(2)　理事の職務の執行の監督

(3)　代表理事および業務執行理事の選定および解職

（理事会の招集等）

第　29　条　理事会は、毎年２回以上代表理事が招集するものとする。ただし、代表理事が必要と認めた場合、または各理事から会議の目的たる事項を示して請求のあった場合には、代表理事は、その請求のあった日から二週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

２．理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

（理事会の定足数等）

第　30　条　理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事現在数の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

２．理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除き、出席理事の過半数をもって決する。

３．前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（理事会の議事録）

第　31　条　理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

２．議長および選任された議事録署名者２名は、前項の議事録に署名または記名押印する。

第　6　章　　会　　計

（会　　費）

第　32　条　会費は、会員の種別に応じて、次のとおりとする。

(1)　正会員（第１種）　　年　額　　3,000 円

(2)　正会員（第２種）　　年　額　　１口　30,000 円

（事業計画及び収支予算）

第　33　条　本法人の事業計画書および収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会及び総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２．前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え

置き、一般の閲覧に供するものとする。

（暫定予算）

第　34　条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない事情により事業年度開始前に収支予算が成立しないときは、代表理事は理事会の議決を経て、収支予算成立の日まで前年度収支予算に準じて収入支出することができる。

（事業報告及び決算）

第　35　条　本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、承認を受けなければならない。

(1)　事業報告

(2)　事業報告の附属明細書

(3)　貸借対照表

(4)　損益計算書（正味財産増減計算書）

(5)　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6)　財産目録

２．本法人に収支差額があるときは、理事会の議決および総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

（長期借入金等）

第　36　条　借入れをしようとするときは、その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を経て、総会に報告しなければならない。

２．本法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも前項と同じ決議を経なければならない。

（会計原則）

第　37　条　本法人の会計は、一般に公正妥当と認められる一般法人の会計の慣行に従うものとする。

（事業年度）

第　38　条　本法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

第　7　章　　運営委員会

（運営委員会の設置および構成）

第　39　条　本法人の会務を処理し事業を推進するため、運営委員会を置く。

２．運営委員会の構成及び活動等は、運営委員会規定に基づいて行う。

第　8　章　　分　科　会

（分　科　会）

第　40　条　運営委員会は、第４条の事業実行のため、理事会の承認を得て分科会を置くことができる。

２．分科会の構成及び活動等は、分科会規定に基づいて行う。

第　9　章　　特別委員会等

（特別委員会の設置、構成および活動）

第　41　条　本法人の事業執行のため必要あるときは、理事会の承認を得て特別委員会等を置くことができる。

２．特別委員会等の構成及び活動等は、特別委員会等規定に基づいて行う。

第　10　章　　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第　42　条　この定款は、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上の議決により変更することができる。

（解　　散）

第　43　条　本法人は、法人法第１４８条に規定する事由によるほか、法人法第４９条第２項６号に基づいて、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上の議決により解散することができる。

（残余財産の帰属）

第　44　条　本法人が精算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、本法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第　11　章　　公告の方法

（公告の方法）

第　45　条　本法人の公告は、電子公告により行う。

２．やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第　12　章　　補　　則

（書類および帳簿の備付等）

第　46　条　事務所には、常に次に掲げる帳簿および書類を備えておかなければならない。

(1)　定款

(2)　社員名簿

(3)　役員の名簿

(4)　登記に関する書類

(5)　定款に定める期間のうち理事会および総会の議事に関する書類

(6)　役員の報酬規定

(7)　事業計画書および収支予算書
(8)　事業報告書およびその附属明細書
(9)　貸借対照表およびその明細書
(10) 正味財産増減計算書およびその附属明細書
(11) 財産目録
(12) 監査報告書
(13) 会計監査報告書
(14) 運営組織および事業活動の状況概要およびこれらに関する数値の内重要なものを記載した書類
(15) その他法令で定める帳簿および書類

２．前項各号の帳簿および書類等の保管期間および閲覧については、法令に定めるところによるとともに、理事会で定める規程によるものとする。

（規　　則）

第　47　条　この定款施行についての規則は、理事会の議決を経て別に定める。

第　13　章　　付　　則

１．本法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

氏名	住所
永瀬　英生	（省略）
松田　泰治	（省略）
村山　隆之	（省略）

２．本法人の設立時理事及び設立時監事の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

	氏名	住所
設立時理事	大塚　久哲	（省略）
設立時理事	大津　政康	（省略）
設立時理事	牧角　龍憲	（省略）
設立時理事	日野　伸一	（省略）
設立時理事	山尾　敏孝	（省略）
設立時理事	永瀬　英生	（省略）
設立時理事	村山　隆之	（省略）
設立時監事	藤本　良雄	（省略）

３．本法人の設立時代表理事の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

設立時代表理事　　大塚　久哲　　（省略）

以上、一般社団法人九州橋梁・構造工学研究会の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成２１年　６月　１日

設立時社員　　永瀬　英生　　印

設立時社員　　松田　泰治　　印

設立時社員　　村山　隆之　　印

一般社団法人　九州橋梁・構造工学研究会

特　別　委　員　会　等　　規　定

平成 28 年 8 月 5 日　　制定

（総　　則）

第　1　条　この規定は、一般社団法人九州橋梁・構造工学研究会定款第 41 条に規定される特別委員会等（以下、「本委員会」という。）の組織と活動の基準について定める。

（設置または廃止）

第　2　条　本委員会の設置または廃止は理事会で決定する。

２．本委員会の活動期間は 1 年を原則とする。ただし、理事会の承認により、通算 3 年を上限として、一括して活動期間を延長することができる。

（構　　成）

第　3　条　本委員会の委員は、会員およびその目的に沿った学識経験者等とする。

２．本委員会には理事の中から会長が選任した委員長（以下「委員長」という）をおく。

３．本委員会には 1 ないし 3 名の副委員長をおくことができる。

（委　　嘱）

第　4　条　委員長は理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

２．本委員会の副委員長は、会員の中から委員長が委嘱する。

３．委員は、委員長の推薦あるいは公募によるものとし、委員長が委嘱する。

（任　　期）

第　5　条　委員長、副委員長および委員の任期は本委員会の存続期間とする。

（開　　催）

第　6　条　本委員会は、委員長が招集する。

（活動と成果の報告）

第　7　条　本委員会は、理事会が必要と認めた事業の執行に当たるものとする。

２．本委員会は、その事業の成果を得たときには理事会に報告し、原則として会員等に公表するものとする。

（事業計画および予算）

第　8　条　本委員会の活動が翌年度も継続する場合、委員長は、翌年度の事業計画および予算を、毎年 3 月中に理事会に提出しなければならない。

（経　費　等）

第　9　条　事業運営に必要な経費等は、本委員会の予算の範囲内で支出する。

（事 業 報 告）

第　10　条　委員長は、前年度の事業経過の概要・決算を、毎年 4 月上旬までに理事会に報告しなければならない。

（規定の変更）

第　11　条　本規定の変更は、理事会において行う。

付　　則

（施 行 期 日）

(1)　この規定は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

一般社団法人　九州橋梁・構造工学研究会

運　営　委　員　会　　規　定

平成 28 年 6 月 18 日　制　　定
平成 29 年 10 月 4 日　一部改定

（総　　則）

第　1　条　この規定は、一般社団法人九州橋梁・構造工学研究会定款第 39 条に規定される運営委員会（以下、「本委員会」という。）の組織と活動の基準について定める。

（設　　置）

第　2　条　定款第 39 条に基づき、本法人の会務を処理し事業を推進するために本委員会を設置する。

２．活動期間は本法人の事業年度と同様とする。

（構　　成）

第　3　条　本委員会には理事の中から会長が選任した委員長（以下「委員長」という）をおく。

２．本委員会には 1 ないし 3 名の副委員長をおくことができる。

３．本委員会には本法人の事業推進を目的とし、別表に示す小委員会および事務局をおく。小委員会は小委員長、副小委員長、委員で構成される。

４．本委員会の委員はいずれかの小委員会に属する。

５．山口県・九州地区の幅広い地域的な事業活動を推進するために、本委員会に「運営協力委員」を置くことができる。

（委　　嘱）

第　4　条　委員長は理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

２．本委員会の副委員長および委員は、会員の中から委員長が委嘱する。

３．小委員長は、委員の中から委員長が委嘱する。

４．運営協力委員は、委員長が委嘱する。

（任　　期）

第　5　条　委員長、副委員長および委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし，小委員長の再任は原則として 1 回までとする。

（開　　催）

第　6　条　本委員会は、委員長が招集する。

２．本委員会は事業年度の開始・終了時とその中間に 4 回程度開催する。

（活　　動）

第　7　条　本委員会は、理事会及び総会に付議する事項の立案、第 4 条の事業の実行、その他会長が必要と認めた会務処理に当たるものとする。

２．前項に規定された本委員会の活動は、第 3 条 3 項に基づき設置された小委員会と定款第 40 条に基づき設置された分科会を中心に行われる。

３．各小委員会は、その構成や活動等の基準を定めた「運営マニュアル」に基づいて活動を行う。

（事業活動の企画と報告）

第　8　条　各小委員会の活動計画は本委員会で承認を得たうえで実施され、活動実績は本委員会で報告される。

２．新規の事業・案件や予算外の事業等は理事会の承認を得たうえで実施され、その結果は理事会に報告される。

３．分科会の事業成果は本委員会がとりまとめて理事会に報告し、原則として会員に公表するものとする。

（事業計画および予算）

第　9　条　委員長は、本委員会で審議された翌年度の事業計画および予算を、毎年 3 月中に理事会に提出しなければならない。

（経　費　等）

第　10　条　事業運営に必要な経費等は、本委員会の予算の範囲内で支出する。

（事 業 報 告）

第　11　条　委員長は、本委員会で審議された前年度の事業経過の概要・決算を、毎年 4 月上旬までに理事会に報告しなければならない。

（規定の変更）

第　12　条　本規定の変更は、理事会において行う。

付　　則

（施 行 期 日）

この規定は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

この変更規定は、平成 29 年 10 月 4 日から施行する。

別　　表

小委員会一覧表
「論文集編集小委員会」 「会報編集小委員会」 「見学会小委員会」 「講演会・講習会小委員会」 「研究連絡小委員会」 「広報活性化小委員会」 「対外交流推進小委員会」 「シンポジウム実行小委員会」 「受託事業小委員会」

一般社団法人　九州橋梁・構造工学研究会

分　科　会　規　定

（総　　則）

第　１　条　この規定は、一般社団法人九州橋梁・構造工学研究会定款第４０条に基づき、調査研究活動を行う分科会の基準について定める。

（設置または廃止）

第　２　条　分科会の設置にあたっては、その目的、事業、存続期間、必要経費、委員構成等について、運営委員会がとりまとめ、理事会において承認をうける。

分科会は、その目的を達成したときに、理事会の承認を経て廃止する。

（構　　成）

第　３　条　分科会の委員は、会員およびその目的に沿った学識経験者および関係者とする。

２．分科会には主査を置く。必要に応じて副査および幹事等を置くことができる。主査および副査は、他の分科会の主査あるいは副査を兼ねることはできない。ただし、委員として加わることはできる。

（委　　嘱）

第　４　条　主査は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。また、委員は原則として、主査の推薦によって、運営委員長が委嘱する。

（任　　期）

第　５　条　委員の任期は、その分科会の存続期間とする。

（開　　催）

第　６　条　分科会は、主査が招集する。

（成果の報告）

第　７　条　分科会は、その事業の成果を得たときは、運営委員会がとりまとめ、理事会に報告し、原則として会員に公表するものとする。

（事業計画および予算）

第　８　条　主査は、毎年３月中に翌年度の事業計画および予算を、運営委員会を通じて理事会に提出しなければならない。

（経　費　等）

第　９　条　分科会の運営に必要な経費等は、分科会の予算の範囲内で支出する。

（事 業 報 告）

第　10　条　主査は、毎年 4 月上旬までに、前年度の事業経過の概要を運営委員会を通じて理事会に報告しなければならない。

付　　則

（施 行 期 日）

(1)　この規定は、平成２１年７月１日から施行する。

KABSE 事務局

〒810-0004 福岡市中央区渡辺通1-1-1
サンセルコビル6階(株)長大福岡支社内
TEL & FAX 092-737-8570
E-mail　jim@kabse.com
http://www.kabse.com/